２０２５年度版

商工会議所会員の皆様へ

ナイスパートナーのご案内

（団体総合生活保険）

「まさか」のことは突然起こる！家計にやさしく、万一に備える

最大 40.5% 割引*1

リスクに備える充実の補償で
会員の皆様やご家族の生活をお守りします！



“もしも”に備えて様々な補償をご用意しています。

病気やケガで働けない時への備え **一年休業補償**(所得補償)		病気やケガで長期間働けない時への備え **長期休業補償**(団体長期障害所得補償(GLTD))	
がん補償	医療補償	傷害補償	個人賠償責任
弁護士費用等（人格権侵害等）	介護補償	携行品	ホールインワン・アルバトロス費用

保険期間 2026年 3月31日 午前０時から 2027年 3月31日 午後４時まで

募集期間 2025年 12月22日から 2026年 3月30日まで

※更新時の始期時刻は午後4時となります。

＊１　割引の詳細は「ナイスパートナーの特徴」をご確認ください。

日本商工会議所

信頼の商工会議所の制度、だから安心。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

ナ イ ス パ ー ト ナ ー の 特 徴

全国126万の会員が所属する商工会議所のスケールメリットをいかし、割安な保険料でご加入いただけます。

■最大４０.５％割引が適用されて保険料が割安！

団体割引：３０％適用、損害率による割引：１５％適用、GLTD･経験損害率による保険料修正率(割増)：１％適用*1
※適用される割引率は、基本補償によって異なります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

■ご加入手続きが簡単！

ご加入時の医師の診査は不要*2、保険料の払込みは便利な口座振替

■自動セットの充実したサービス！ *3

メディカルアシストやデイリーサポート、介護アシスト等、健康･暮らしのサービスが自動セット

■Web加入もご用意。いつでも･どこでもお気軽に加入ができます。

Web加入をご希望の場合は、取扱代理店にお問い合わせください。

■ご家族も加入できる！ *4

*1 経験損害率の改善により、今年度の経験損害率による修正率(割増)が減少しています。
*2 所得補償、団体長期障害所得補償(GLTD)、医療補償、がん補償、介護補償にご加入の場合は加入依頼書等の質問事項(健康状態告知)にお答えいただくことでご加入いただけます。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。
*3 自動セットのサービス詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。
*4 詳細は「保険の対象となる方(被保険者)について」をご参照ください。

目 次

■ 保険の対象となる方(被保険者)について
■ 補償ラインナップ(基本補償)


一年休業補償(所得補償)(病気やケガで働けない時への備え)


長期休業補償(団体長期障害所得補償(GLTD))(病気やケガで長期間働けない時への備え)


がん補償(がんのリスクへの備え)


医療補償(病気への備え)


傷害補償(ケガへの備え)


個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)


弁護士費用等(人格権侵害等)


介護補償(介護への備え)


携行品(身の回り品への備え)


ホールインワン･アルバトロス費用

■ サービスのご案内
■ 告知の大切さに関するご案内
■ 告知方法
■ 団体総合生活保険　補償の概要等
■ 団体総合生活保険　商品改定のご案内
■ お申込み方法

保険の対象となる方(被保険者)について

1．「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入いただける方

		所得補償	団体長期障害所得補償(GLTD)	介護補償	左記以外の補償
① 商工会議所会員およびその事業者の役員･従業員、商工会議所の職員		○	○	○	○
② ①の方のご家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	△ S2タイプは配偶者(家事従事者)に限る	×	△ 両親、配偶者、配偶者の両親に限る	○
	①の方と同居されているご親族の方	×	×	×	○

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1について年齢*2等の加入条件がある補償があります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
*2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

2． 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。
※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

■傷害補償、所得補償、団体長期障害所得補償(GLTD)、介護補償、賠償･財産･費用*1に関する補償

	本人型	家族型
① ご本人*2	○	○
② ご本人*2の配偶者	–	○
③ ご本人*2またはその配偶者の同居のご親族	–	○
④ ご本人*2またはその配偶者の別居の未婚のお子様	–	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
※個人賠償責任において、ご本人*2が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)。

*1 個人賠償責任、携行品、ホールインワン･アルバトロス費用、弁護士費用等(人格権侵害等)をいいます。
*2 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

■医療補償、がん補償

	本人型
① ご本人*1	○
② ご本人*1の配偶者	–
③ ご本人*1のお子様	–

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】
(１)配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
①婚姻意思*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
(２)親族 ：６親等以内の血族または３親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。
(３)未婚 ：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

補償ラインナップ(基本補償)

一年休業補償(所得補償)(病気やケガで働けない時への備え)

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1(７日)を超えた場合に、
最長１年保険金をお支払いします。*2



*1　保険金をお支払いしない期間をいいます。
*2　骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。

［天災危険補償特約］　＜追加補償＞

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをして働けなくなった場合に、所得補償保険金をお支払いします。

［精神障害補償特約(ハ)］　＜追加補償＞

所定の精神障害により働けなくなった場合に、所得補償保険金をお支払いします。*1

*1 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。

＜保険金のお支払い方法＞

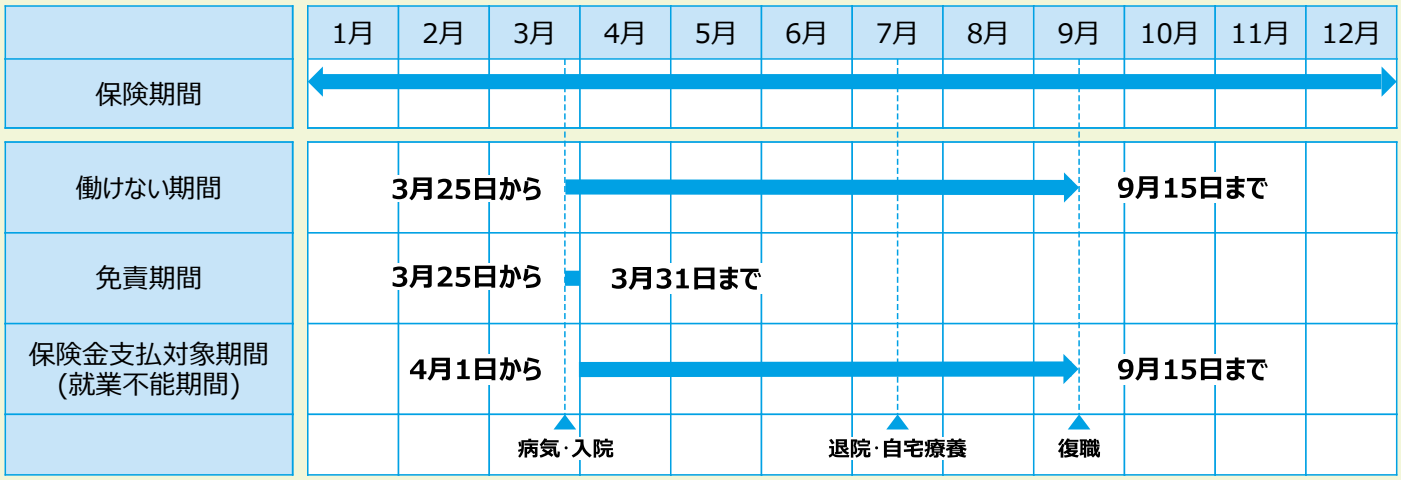
下記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

【例　免責期間７日間のタイプにご加入の場合】

・職業：一般事務従事者
・平均月間所得額：40万円
・所得補償保険金額：20万円
・てん補期間：1年間
・免責期間：7日

Ａさん(35歳)は病気で3月25日から7月15日まで入院し、その後9月15日まで自宅で療養しました。
この場合お受け取りいただく保険金は？

«免責期間»
3月25日～3月31日(7日間)
«保険金支払対象期間(就業不能期間)»
4月1日～8月31日までの5か月間と9月1日～15日までの15日間の合計
«お支払いする保険金»
(20万円×5か月)＋(20万円×15日/30日)＝**110万円**
※1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額･保険料表(1口あたり)

保険期間：１年間
団体割引：３０%､損害率による割引：１５%

型		本人型			
タイプ名		S1タイプ			S2タイプ
職種		基本級別１級	基本級別２級	基本級別３級	家事従事者*2
てん補期間*1		１年	１年	１年	１年
免責期間		７日	７日	７日	７日
加入限度口数		９９口	９９口	９９口	１８口
天災危険補償特約		○	○	○	○
精神障害補償特約(ハ)		○	○	○	○
家事従事者特約*2		－	－	－	○
所得補償保険金額(月額)		1万円	1万円	1万円	1万円
保険料(月払)	１５～１９歳	40円	50円	60円	30円
	２０～２４歳	60円	70円	80円	40円
	２５～２９歳	70円	80円	90円	40円
	３０～３４歳	80円	100円	110円	50円
	３５～３９歳	100円	120円	140円	70円
	４０～４４歳	130円	150円	170円	80円
	４５～４９歳	150円	180円	210円	100円
	５０～５４歳	180円	210円	240円	110円
	５５～５９歳	190円	220円	250円	120円
	６０～６４歳	200円	230円	270円	130円

※保険料の他に制度維持費７０円が加算されます。
※損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。
※所得補償保険金額は、平均月間所得額*3の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしておりません。
※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢*4によって異なります。表示の保険料は、基本級別１級の方、基本級別２級の方、基本級別３級の方と家事従事者*2(家事従事者特約をセットしている場合のみ)の方を対象としたものです。それ以外の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*4が満１５歳以上の方に限ります。

*1 保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間をいいます。
*2 家事従事者としてご加入できるのは、日常、家事に従事される方(炊事、掃除、洗濯および育児等に従事される方)で、かつ、職業に就かれている場合は、その職業が基本級別１級(一般事務従事者等)である方に限ります(家事従事者特約がセットされ、入院時のみの補償となります。)。それ以外の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
*3 直前１２か月における保険の対象となる方ご本人の所得*5の平均月額をいいます(ただし、家事従事者特約*2をセットしているタイプは、183,000円となります。)。
*4 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。
*5 「加入依頼書等に記載の職業･職務によって得られる給与所得･事業所得･雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

最大９９口までの設定が可能です。
１００口以上の保険金額を設定する場合は、上記保険料と異なりますので、取扱代理店にお問い合わせください。

更新前のご契約に事故があった場合に、ご契約を更新いただくことができない病気･症状の一覧

悪性新生物	●がん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含む) ●上皮内がん(上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頚部の高度異形成を含む)
循環器系の病気･症状	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓を含む) ●心臓病(狭心症、心筋梗塞、不整脈、心房細動、心室細動、心不全、心筋炎、心筋症、心肥大、弁膜症を含む) ●動脈の疾患(動脈瘤、動脈の閉塞･狭窄を含む)
消化器系の病気･症状	●胃潰瘍　●十二指腸潰瘍　●肝炎(A型肝炎をのぞく)　●肝硬変　●慢性膵炎
呼吸器系の病気･症状	●ぜんそく(気管支喘息)　●慢性気管支炎　●肺気腫
泌尿･生殖器系の病気･症状	●腎不全　●腎硬化症　●慢性腎炎　●ネフローゼ
眼の病気･症状	●眼底出血　●網膜の病気
その他の病気･症状	●糖尿病(高血糖、糖尿病の合併症を含む)　●結核　●免疫不全症　●メニエール病 ●認知症(アルツハイマー病を含む)　●精神の病気(アルコール･薬物依存を含む) ●脳･神経の病気(アルコール･薬物依存を含む) ●膠原病(全身性エリテマトーデス、リウマチ、皮膚筋炎、強皮症、多発性動脈炎を含む) ●厚生労働省指定の難病(指定難病に対する医療受給者証の交付を受けている方)

長期休業補償(団体長期障害所得補償(GLTD))(定額型)

■歳満了型



病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1(９０日または３６５日)を超えた場合に、長期間にわたり保険金をお支払いします。

<G1タイプ、G2タイプの場合>
最長満６０歳の誕生日まで
ただし、保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間は、５５歳以上の場合は５年となります。

<G6タイプ、G7タイプの場合>
最長満６５歳の誕生日まで
ただし、保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間は、６０歳以上の場合は５年となります。

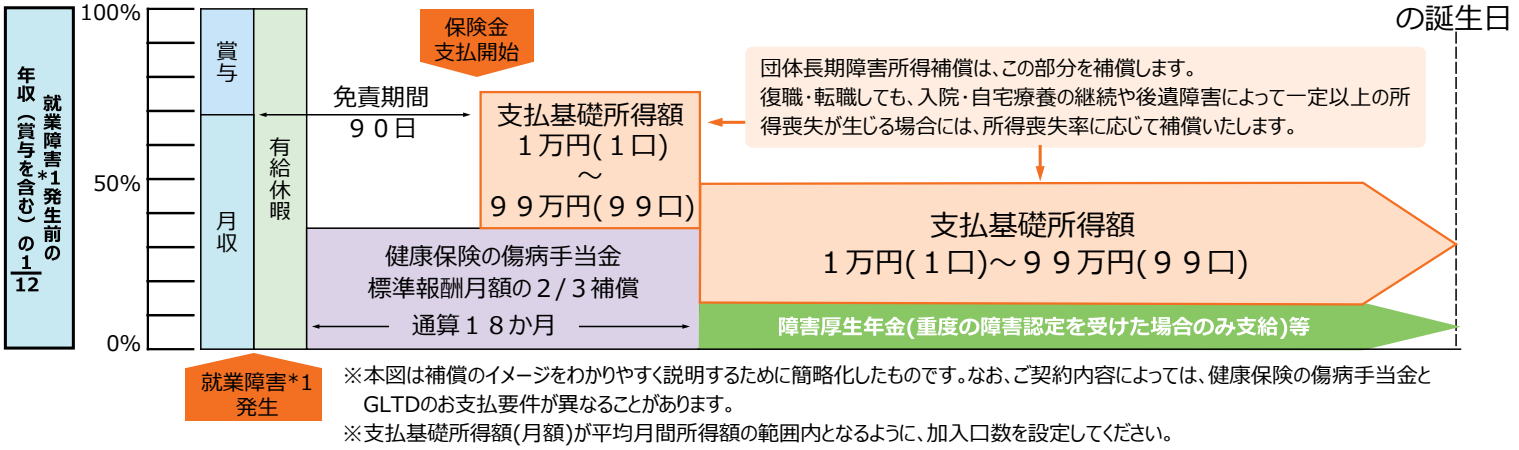
<G3タイプ、G4タイプの場合>
最長満７０歳の誕生日まで
ただし、保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間は、６５歳以上の場合は５年となります。

■年満了型 <G5タイプ>

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1(９０日)を超えた場合に、最長３年間保険金をお支払いします。

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

<補償のイメージ> G1タイプの場合



※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。なお、ご契約内容によっては、健康保険の傷病手当金とGLTDのお支払要件が異なることがあります。
※支払基礎所得額(月額)が平均月間所得額の範囲内となるように、加入口数を設定してください。
*1 就業障害の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

[認知症・メンタル疾患補償特約] <追加補償>	メンタルヘルス不調等の精神障害の場合に保険金をお支払いします。*1 *1 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間は２年となります
[天災危険補償特約] <追加補償>	地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に保険金をお支払いします。
[治療と仕事の両立支援特約] <追加補償>	三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により働けなくなり、早期に短時間勤務等で復職をした場合も、所定の要件を満たすときには保険金をお支払いします。*1 *1 所定の要件については、「補償の概要等」の就業障害の定義をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

補償される金額(支払基礎所得額)・保険料表(１口あたり)

保険期間：１年間
団体割引：３０%、経験損害率による保険料修正率(割増)：１%

型		本人型						
性別		男性						
タイプ名		G5タイプ	G1タイプ	G2タイプ	G6タイプ	G7タイプ	G3タイプ	G4タイプ
てん補期間*1		３年	６０歳の誕生日まで（５５歳以上の場合は５年）		６５歳の誕生日まで（６０歳以上の場合は５年）		７０歳の誕生日まで（６５歳以上の場合は５年）	
免責期間		９０日	９０日	３６５日	９０日	３６５日	９０日	３６５日
加入限度口数		９９口	９９口	９９口	９９口	９９口	９９口	９９口
支払基礎所得額(月額)		1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約(D)) (てん補期間*1：２年)		○	○	○	○	○	○	○
治療と仕事の両立支援特約		○	○	○	○	○	○	○
天災危険補償特約		○	○	○	○	○	○	○
保険料(月払)	１５～２４歳	30円	80円	60円	80円	60円	90円	60円
	２５～２９歳	30円	90円	60円	90円	70円	90円	70円
	３０～３４歳	30円	90円	70円	100円	70円	100円	70円
	３５～３９歳	40円	120円	80円	130円	90円	130円	100円
	４０～４４歳	60円	180円	130円	200円	150円	220円	160円
	４５～４９歳	100円	260円	180円	310円	220円	350円	260円
	５０～５４歳	160円	290円	200円	420円	310円	510円	390円
	５５～５９歳	270円	400円	310円	500円	350円	740円	550円
	６０～６４歳	470円	—	—	730円	540円	930円	620円
	６５～６９歳	740円	—	—	—	—	1,140円	820円

※保険料の他に制度維持費７０円が加算されます。
※経験損害率による保険料修正率は、天災危険補償特約には適用されません。
※支払基礎所得額は、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしておりません。
※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢*3や性別によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が満１５歳以上G3・G4タイプは満６９歳以下、G6タイプ・G7タイプは満６４歳以下、G1タイプ・G2タイプは満５９歳以下、G5タイプは満６７歳以下の方に限ります。

*1 保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間をいいます。
*2 直前１２か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得*4の平均月額をいいます。
*3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。
*4 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

! 長期休業補償(無記名・売上高方式)にご加入の事業者に所属されている場合は、長期休業補償(無記名・売上高方式)と合算し、平均月間所得額*2の範囲内で設定ください。

! 最大９９口までの設定が可能です。
１００口以上の支払基礎所得額を設定する場合は、上記保険料と異なりますので、取扱代理店にお問い合わせください。

補償される金額(支払基礎所得額)・保険料表(１口あたり)

保険期間：１年間
団体割引：３０%、経験損害率による保険料修正率(割増)：１%

型		本人型						
性別		女性						
タイプ名		G5タイプ	G1タイプ	G2タイプ	G6タイプ	G7タイプ	G3タイプ	G4タイプ
てん補期間*1		３年	６０歳の誕生日まで（５５歳以上の場合は５年）		６５歳の誕生日まで（６０歳以上の場合は５年）		７０歳の誕生日まで（６５歳以上の場合は５年）	
免責期間		９０日	９０日	３６５日	９０日	３６５日	９０日	３６５日
加入限度口数		９９口	９９口	９９口	９９口	９９口	９９口	９９口
支払基礎所得額(月額)		1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約(D)) (てん補期間*1：２年)		○	○	○	○	○	○	○
治療と仕事の両立支援特約		○	○	○	○	○	○	○
天災危険補償特約		○	○	○	○	○	○	○
保険料(月払)	１５～２４歳	20円	50円	40円	60円	40円	60円	40円
	２５～２９歳	20円	70円	50円	70円	60円	80円	60円
	３０～３４歳	30円	100円	80円	110円	80円	120円	90円
	３５～３９歳	50円	160円	120円	180円	130円	190円	140円
	４０～４４歳	80円	260円	190円	290円	220円	320円	240円
	４５～４９歳	130円	340円	240円	420円	310円	480円	360円
	５０～５４歳	190円	350円	250円	520円	390円	640円	500円
	５５～５９歳	270円	410円	320円	520円	370円	780円	590円
	６０～６４歳	420円	—	—	660円	480円	840円	560円
	６５～６９歳	580円	—	—	—	—	910円	650円

※保険料の他に制度維持費７０円が加算されます。
※経験損害率による保険料修正率は、天災危険補償特約には適用されません。
※支払基礎所得額は、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしておりません。
※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢*3や性別によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が満１５歳以上G3・G4タイプは満６９歳以下、G6タイプ・G7タイプは満６４歳以下、G1タイプ・G2タイプは満５９歳以下、G5タイプは満６７歳以下の方に限ります。

*1 保険金をお支払いする１事故あたりの限度期間をいいます。
*2 直前１２か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得*4の平均月額をいいます。
*3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。
*4 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

! 長期休業補償(無記名・売上高方式)にご加入の事業者に所属されている場合は、長期休業補償(無記名・売上高方式)と合算し、平均月間所得額*2の範囲内で設定ください。

! 最大９９口までの設定が可能です。
１００口以上の支払基礎所得額を設定する場合は、上記保険料と異なりますので、取扱代理店にお問い合わせください。

がん補償(がんのリスクへの備え)

がんと診断確定*1された場合や、がん治療のために入院をされた場合等に保険金をお支払いします。



＜特長＞

■がんのリスクに備えて

・がん診断保険金や入院保険金等でがんにかかる費用に備えます。

・入院１日目から、支払日数の制限なく入院保険金をお支払いします。

・三大治療*2のための通院は、入院の有無を問わず、また、支払日数の制限なく通院保険金をお支払いします。

・「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。

*1　がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

*2　「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。

がん診断	がんと診断確定されたときに保険金(一時金)をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治ゆした後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*1 *1　支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて１年以内であるときは保険金をお支払いできません。
がん入院・手術	がんで入院(日帰り入院も含みます。)や所定の手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1　時期を同じくして*2　２種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2　「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
がん通院 がん通院延長	がんで入院(日帰り入院も含みます。)したときに、その前後の通院に対して保険金をお支払いします。 なお、三大治療のための通院については、入院の有無を問わず保険金をお支払いします。
がん再発転移	がんで所定の治療*1を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治ゆや最終の診断確定日からの期間にかかわらず保険金をお支払いします。 *1　所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。
がん生活支援	以下の場合に、毎年１回、最大で１０年間(１０回)にわたり保険金をお支払いします。 ①がんと診断確定されたとき(第1回がん生活支援保険金) ②てん補期間*1 中に、がんの治療を直接の目的として毎年所定の治療*2を受けたとき(第2回以後がん生活支援保険金) *1　がんと診断確定された日から１０年後の応当日の前日までの期間をいいます。 *2　所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。
がん先進医療	がんで先進医療*1を受けたときに保険金をお支払いします。 *1　先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。
がん患者申出療養	がんで患者申出療養*1を受けたときに保険金をお支払いします。 *1　患者申出療養については、「補償の概要等」をご確認ください。
抗がん剤治療	がんで抗がん剤治療*1を受けたときに保険金をお支払いします。 *1　対象となる抗がん剤治療については、「補償の概要等」をご確認ください。 また、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は、６０か月とします。

保険金をお支払いする主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額･保険料表

保険期間：１年間、団体割引：３０%、損害率による割引：１５%
※ご加入口数は１口のみです

型		本人型					
性別		男性･女性共通					
タイプ名		C31タイプ	C41タイプ	C51タイプ	C61タイプ	C71タイプ	C81タイプ
ご本人	がん診断保険金額	100万円	100万円	100万円	100万円	200万円	200万円
	がん入院保険金日額(１日あたり)	2,500円	2,500円	5,000円	5,000円	10,000円	10,000円
	がん手術保険金額(手術の種類により)	2.5万円 5万円 10万円	2.5万円 5万円 10万円	5万円 10万円 20万円	5万円 10万円 20万円	10万円 20万円 40万円	10万円 20万円 40万円
	がん通院保険金日額(１日あたり)	1,500円	1,500円	2,500円	2,500円	5,000円	5,000円
	がん通院延長保険金日額(１日あたり)	1,500円	1,500円	2,500円	2,500円	5,000円	5,000円
	がん再発転移保険金額	100万円	100万円	100万円	100万円	200万円	200万円
	がん生活支援保険金額(第１回)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	がん生活支援保険金額(第２回以後)	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
	がん先進医療保険金額	500万円	－	500万円	－	500万円	－
	がん患者申出療養保険金額	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
	抗がん剤治療保険金額	5万円	5万円	5万円	5万円	10万円	10万円
保険料 (月払)	５～９歳	200円	170円	200円	170円	310円	280円
	１０～１４歳	260円	230円	260円	230円	400円	370円
	１５～１９歳	230円	200円	230円	200円	350円	320円
	２０～２４歳	190円	160円	200円	170円	300円	270円
	２５～２９歳	380円	350円	410円	380円	690円	660円
	３０～３４歳	660円	630円	700円	670円	1,250円	1,220円
	３５～３９歳	1,220円	1,190円	1,290円	1,260円	2,270円	2,240円
	４０～４４歳	1,820円	1,790円	1,940円	1,910円	3,410円	3,380円
	４５～４９歳	2,570円	2,540円	2,750円	2,720円	4,880円	4,850円
	５０～５４歳	3,400円	3,370円	3,620円	3,590円	6,550円	6,520円
	５５～５９歳	4,820円	4,790円	5,140円	5,110円	9,330円	9,300円
	６０～６４歳	7,120円	7,090円	7,620円	7,590円	13,930円	13,900円
	６５～６９歳	9,470円	9,440円	10,170円	10,140円	18,750円	18,720円
	７０～７４歳	12,290円	12,260円	13,190円	13,160円	24,790円	24,760円
	７５～７９歳	14,280円	14,250円	15,300円	15,270円	28,780円	28,750円
	８０～８４歳	16,490円	16,460円	17,620円	17,590円	33,090円	33,060円
	８５～８９歳	17,680円	17,650円	18,870円	18,840円	35,300円	35,270円

※保険料の他に制度維持費７０円が加算されます。
※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。
※各タイプにつき、「金額」または「〇」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしておりません。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が満５歳以上満８９歳以下の方に限ります。
※ご加入後または更新時にがん通院保険金日額･がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。)についても保険金日額の変更が影響することがあります。**特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。**

*1　団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

(がん先進医療特約をセットしたタイプのご注意点)
がん補償のがん先進医療特約と医療補償の総合先進医療特約は、同時にご加入いただくことはできません。

【今年度の主な改定点】
※通院補償を「三大治療のための通院」や「短期入院の前後の通院」についても補償する充実した補償パターンに一本化します。
※保険料を改定します(ご加入タイプや年齢区分によって保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。)。
詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険　商品改定のご案内」をご確認ください。

医療補償(病気への備え)

病気やケガで入院･手術をした場合等に保険金をお支払いします。



疾病入院	病気で入院したときに１日目から保険金をお支払いします。 ※１回の入院について１２０日を限度とします。
疾病手術	病気で手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1　傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2　２種類以上の手術を受けた場合には、いずれか１種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2　「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
放射線治療	病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、６０日の間に１回のお支払いを限度とします。
退院後通院	病気で入院し、退院後、退院日の翌日から１８０日以内に通院したときに保険金をお支払いします。 [傷害不担保特約セット] ※１回の入院後の通院について９０日を限度とします。
総合先進医療	病気やケガで先進医療*1を受けたときに保険金をお支払いします。 *1　対象となる先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。
総合先進医療一時金	総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに保険金(一時金)をお支払いします。

<オプション>

三大疾病･ 重度傷害一時金	がんと診断確定されたとき*1、または急性心筋梗塞･脳卒中や脳挫傷･脊髄損傷･内臓損傷と診断され、入院したときに保険金をお支払いします。*2 *1　三大疾病･重度傷害一時金特約(医療用)が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)の保険期間の初日より前にがんに罹患(りかん)したことがある場合において、そのがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治ゆ･寛解後の再発･転移であるかを問わず、保険金をお支払いできません。 *2　保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて１年以内であるときは保険金はお支払いできません。

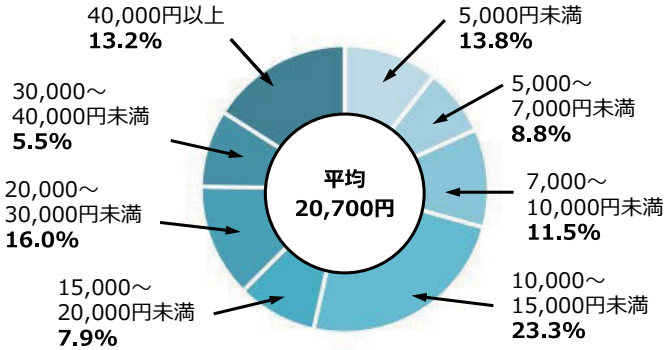


入院費って
いくらぐらいかかるの？

もしもの病気のリスクに備えて**「医療補償」**があると安心です。

入院時の1日あたりの自己負担費用

[集計ベース：過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人
(高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人(適用外含む))]

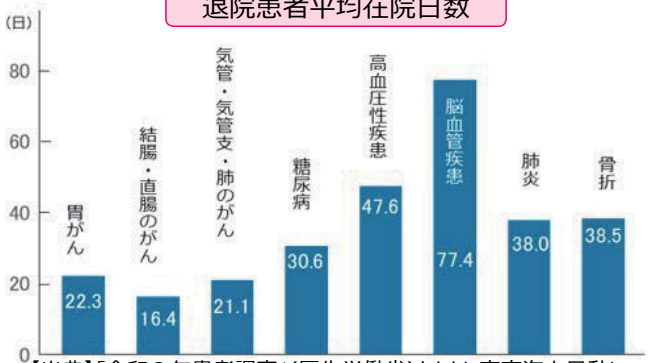


※治療費･食事代･差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含みます。)や衣類、日用品費等を含みます。
※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。
【出典】(公財)生命保険文化センター「令和４年度　生活保障に関する調査」

さらに

病気によっては入院期間が長くかかります。

退院患者平均在院日数



【出典】「令和２年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

だから **入院や手術を補償する「医療補償」だと安心です。**

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額･保険料表

保険期間：１年間、団体割引：３０%、損害率による割引：１５%
※ご加入口数は１口のみです

■オプション付帯なし

型				本人型					
性別				男性･女性共通					
タイプ名				M2タイプ	M3タイプ	M4タイプ	M5タイプ	M6タイプ	M7タイプ
ご本人	疾病入院保険金日額(１日あたり)			2,500円	2,500円	5,000円	5,000円	10,000円	10,000円
	疾病手術保険金額	重大手術*1		10万円	10万円	20万円	20万円	40万円	40万円
		上記以外の手術	入院中	2.5万円	2.5万円	5万円	5万円	10万円	10万円
			入院中以外	1.25万円	1.25万円	2.5万円	2.5万円	5万円	5万円
	放射線治療保険金額			2.5万円	2.5万円	5万円	5万円	10万円	10万円
	退院後通院保険金日額(１日あたり)			1,500円	1,500円	2,500円	2,500円	5,000円	5,000円
	総合先進医療基本保険金額			500万円	－	500万円	－	500万円	－
	総合先進医療一時金額			10万円	－	10万円	－	10万円	－
保険料(月払)	５～９歳			180円	130円	310円	260円	570円	520円
	１０～１４歳			170円	120円	290円	240円	530円	480円
	１５～１９歳			190円	140円	330円	280円	600円	550円
	２０～２４歳			260円	210円	460円	410円	860円	810円
	２５～２９歳			270円	220円	490円	440円	940円	890円
	３０～３４歳			290円	240円	530円	480円	990円	940円
	３５～３９歳			310円	260円	560円	510円	1,080円	1,030円
	４０～４４歳			350円	300円	630円	580円	1,220円	1,170円
	４５～４９歳			450円	400円	830円	780円	1,630円	1,580円
	５０～５４歳			580円	530円	1,100円	1,050円	2,150円	2,100円
	５５～５９歳			820円	770円	1,560円	1,510円	3,060円	3,010円
	６０～６４歳			1,170円	1,120円	2,250円	2,200円	4,450円	4,400円
	６５～６９歳			1,630円	1,580円	3,110円	3,060円	6,160円	6,110円
	７０～７４歳			2,330円	2,280円	4,440円	4,390円	8,840円	8,790円
	７５～７９歳			2,970円	2,920円	5,670円	5,620円	11,300円	11,250円
	８０～８４歳			3,570円	3,520円	6,860円	6,810円	13,680円	13,630円
	８５～８９歳			3,660円	3,610円	7,040円	6,990円	14,040円	13,990円

※保険料の他に制度維持費７０円が加算されます。
※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2によって異なります。
※各タイプにつき、「金額」または「〇」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしておりません。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2 が満５歳以上満８９歳以下の方に限ります。

*1　対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。
*2　団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

(総合先進医療特約をセットしたタイプのご注意点)
医療補償の総合先進医療特約とがん補償のがん先進医療特約は、同時にご加入いただくことはできません。

保険金額･保険料表

保険期間：１年間、団体割引：３０％、損害率による割引：１５％
※ご加入口数は１口のみです

■オプション付帯あり

型			本人型					
性別			男性･女性共通					
タイプ名			M21タイプ	M31タイプ	M41タイプ	M51タイプ	M61タイプ	M71タイプ
ご本人	疾病入院保険金日額(１日あたり)		2,500円	2,500円	5,000円	5,000円	10,000円	10,000円
	疾病手術保険金額	重大手術*1	10万円	10万円	20万円	20万円	40万円	40万円
		上記以外の手術 入院中	2.5万円	2.5万円	5万円	5万円	10万円	10万円
		上記以外の手術 入院中以外	1.25万円	1.25万円	2.5万円	2.5万円	5万円	5万円
	放射線治療保険金額		2.5万円	2.5万円	5万円	5万円	10万円	10万円
	退院後通院保険金日額(１日あたり)		1,500円	1,500円	2,500円	2,500円	5,000円	5,000円
	総合先進医療基本保険金額		500万円	－	500万円	－	500万円	－
	総合先進医療一時金額		10万円	－	10万円	－	10万円	－
	三大疾病･重度傷害一時金額		30万円	30万円	50万円	50万円	100万円	100万円
保険料(月払)	５～９歳		320円	270円	540円	490円	1,030円	980円
	１０～１４歳		310円	260円	530円	480円	1,010円	960円
	１５～１９歳		330円	280円	560円	510円	1,060円	1,010円
	２０～２４歳		390円	340円	680円	630円	1,290円	1,240円
	２５～２９歳		430円	380円	760円	710円	1,490円	1,440円
	３０～３４歳		490円	440円	860円	810円	1,650円	1,600円
	３５～３９歳		560円	510円	980円	930円	1,920円	1,870円
	４０～４４歳		660円	610円	1,150円	1,100円	2,270円	2,220円
	４５～４９歳		850円	800円	1,500円	1,450円	2,970円	2,920円
	５０～５４歳		1,080円	1,030円	1,940円	1,890円	3,830円	3,780円
	５５～５９歳		1,490円	1,440円	2,670円	2,620円	5,290円	5,240円
	６０～６４歳		2,070円	2,020円	3,740円	3,690円	7,440円	7,390円
	６５～６９歳		2,830円	2,780円	5,110円	5,060円	10,160円	10,110円
	７０～７４歳		4,020円	3,970円	7,250円	7,200円	14,470円	14,420円
	７５～７９歳		4,940円	4,890円	8,950円	8,900円	17,870円	17,820円
	８０～８４歳		5,990円	5,940円	10,890円	10,840円	21,750円	21,700円
	８５～８９歳		6,460円	6,410円	11,710円	11,660円	23,370円	23,320円

※保険料の他に制度維持費７０円が加算されます。
※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2によって異なります。
※各タイプにつき、「金額」または「〇」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしておりません。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2 が満５歳以上満８９歳以下の方に限ります。

*1　対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。
*2　団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

(総合先進医療特約をセットしたタイプのご注意点)
医療補償の総合先進医療特約とがん補償のがん先進医療特約は、同時にご加入いただくことはできません。

【今年度の主な改定点】
「三大疾病･重度傷害一時金特約」につき、補償内容の変更と収支状況の悪化等を踏まえた保険料の引き上げを行っています。
詳細は「団体総合生活保険　商品改定のご案内」等をご確認ください。

傷害補償(ケガへの備え)

■日常生活全般プラン

国内外において、保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。



例えば…・交通事故によるケガ　・仕事中のケガ　・家庭内でのケガ
・旅行中のケガ　・スポーツ中のケガ

［天災危険補償特約］　＜追加補償＞

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをしたまたは熱中症となった場合に、入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

［特定感染症危険補償特約］　＜追加補償＞

特定感染症*1を発病した場合に、入院・通院の各保険金をお支払いします。

*1　特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

入院・手術	ケガや熱中症で入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。 *1　事故の日から１８０日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、１事故について１８０日を限度とします。 *2　事故の日から１８０日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
通院	ケガや熱中症で通院*3した場合に保険金をお支払いします。 *3　事故の日から１８０日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、１事故について９０日を限度とします。

保険金額・保険料表

保険期間：１年間、団体割引：３０%、損害率による割引：１５%
※ご加入口数は１口のみです。

プラン		日常生活全般プラン		
型		本人型		
タイプ名		I1タイプ	I2タイプ	I3タイプ
天災危険補償特約		○	○	○
特定感染症危険補償特約*1		○	○	○
ご本人	入院保険金日額*2(１日あたり)	2,500円	5,000円	10,000円
ご本人	通院保険金日額(１日あたり)	1,500円	3,500円	5,000円
保険料(月払)		530円	1,180円	1,890円

※保険料の他に制度維持費７０円が加算されます。
※損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。
※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしておりません。

*1　特定感染症による入院、通院を補償します(手術保険金はお支払いの対象外です。)。
*2　手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の１０倍(入院中の手術)または５倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

【今年度の主な改定点】
※熱中症を補償対象とします。
※熱中症の補償追加や収支状況等を踏まえて保険料を改定します。ご加入タイプにより、保険料が引上げとなる場合と引下げとなる場合があります。
詳細やその他の主な改定点は「団体総合生活保険　商品改定のご案内」をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

■日常生活全般プラン

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例えば… ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。
・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
・ゴルフ中にボールをぶつけてケガをさせてしまった。





*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、１個または１組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



弁護士費用等(人格権侵害等)

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

例えば… ・自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
・電車内で痴漢*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。



*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。

保険金額・保険料表

保険期間：１年間、団体割引：３０%、損害率による割引：１５%
※ご加入口数は１口のみです。

プラン		日常生活全般プラン
タイプ名		P1タイプ
個人賠償責任	型	家族型
	保険金額	国内：１億円 国外：１億円
弁護士費用等 (人格権侵害等)	型	家族型
	保険金額	300万円
保険料(月払)		270円

※保険料の他に制度維持費７０円が加算されます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

介護補償【認知症アシスト付き】(介護への備え)

保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度を利用しても自己負担が生じる自宅改修や介護用品購入等の費用に備えることができます。また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とそのご家族を支える各種サービス (認知症介護電話相談等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。)。

補償の型

独自基準追加型(要介護２)

公的介護保険制度に基づく要介護２以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態(要介護２用)*1と診断され、その状態が９０日を超えて継続した場合に保険金(一時金)をお支払いします。

*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護２用)については、「補償の概要等」をご確認ください。

「独自基準追加型」とは

【「独自基準追加型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。
これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「３９歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病(１６種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」により要介護状態になった場合についても保険金をお支払いできるメリットがあります。

【ご参考：公的介護保険制度の特徴】

特徴①：４０歳以上の方のみが対象
⇒「３９歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外！

特徴②：４０歳以上６４歳以下の方は給付が限定的
⇒４０歳以上６４歳以下の方は「加齢に起因する疾病(１６種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(１６種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外！

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。

保険金額･保険料表

保険期間：１年間
団体割引：３０％
損害率による割引：１５％
※ご加入口数は１口のみです



型		本人型	
補償の型		独自基準追加型(要介護２)	
タイプ名		K1タイプ	K2タイプ
介護補償保険金額		100万円	300万円
保険料(月払)	５～９歳	10円	10円
	１０～１４歳	10円	10円
	１５～１９歳	10円	10円
	２０～２４歳	10円	10円
	２５～２９歳	10円	20円
	３０～３４歳	10円	40円
	３５～３９歳	20円	70円
	４０～４４歳	50円	140円
	４５～４９歳	60円	170円
	５０～５４歳	80円	230円
	５５～５９歳	110円	330円
	６０～６４歳	230円	700円
	６５～６９歳	490円	1,460円
	７０～７４歳	1,070円	3,200円
	７５～７９歳	2,450円	7,350円
	８０～８４歳	4,630円	13,900円

※保険料の他に制度維持費７０円が加算されます。
※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が満５歳以上満８４歳以下の方に限ります。
※K3タイプについて、新規および更新の販売を停止します。現在K3タイプにご加入の方は、K2タイプでの更新となります。

*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

公的介護保険制度とは



［公的介護保険制度の概要］

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、４０歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、４０歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

［公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件］

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	３９歳以下	４０歳以上６４歳以下*1	６５歳以上
被保険者	被保険者ではない	第２号被保険者	第１号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(１６種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)

*1　公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

［公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について］

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は２つに、要介護は５つに分けられています。

状態区分		状態像
非該当(自立)		歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2	要支援１の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1	要支援２の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2	要介護１の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3	要介護２の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4	要介護３の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5	要介護４の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

携行品(身の回り品への備え)

■携行品基本プラン

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。

例えば… ・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
・外出中、ハンドバッグをひったくられた。
・ゴルフ場でクラブを折ってしまった。

保険金額・保険料表

保険期間：１年間
団体割引：３０%、損害率による割引：１５%
※ご加入口数は１口のみです。
※保険料の他に制度維持費７０円が加算されます。

プラン	携行品基本プラン
型	本人型
タイプ名	S1タイプ
保険金額	50万円
免責金額(自己負担額)	5,000円
保険料(月払)	150円

ホールインワン・アルバトロス費用

国内の９ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。



●以下のア.およびイ.の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス*1
ア.同伴競技者
イ.同伴競技者以外の第三者*2
●記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

例えば… ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。
※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。
※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

【ご注意】
原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者*2の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。

*1 公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。
*2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

保険金額・保険料表

保険期間：１年間
団体割引：３０%、損害率による割引：１５%
※ご加入口数は１口のみです。
※保険料の他に制度維持費７０円が加算されます。

型	本人型
タイプ名	H1タイプ
保険金額	50万円
保険料(月払)	380円

ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、傷害補償、所得補償、団体長期障害所得補償(ＧＬＴＤ)、医療補償、がん補償、介護補償、個人賠償責任のいずれかにもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまで バックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト　自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1：**24時間365日**
0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談
常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト　自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間：（いずれも土日祝・年末・年始を除く）
・電話介護相談　：午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介：午前9時～午後5時
0120-428-834

電話介護相談
ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス
情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2
「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート　自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間：（いずれも土日祝・年末・年始を除く）
・法律相談　：午前10時～午後6時
・税務相談　：午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談：午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供　：午前10時～午後4時
0120-285-110

法律・税務相談
提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談
公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供
グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

·メンタルヘルスサポート

自動セット

【対象となる補償】
団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合



メンタルヘルス電話相談受付時間：午前9時～午後9時
〔日祝日を除く〕
0120-783-503

職場や家庭等で起こる様々な「こころ」の問題の解決をバックアップします。

メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

メンタルヘルスパンフレットのご提供　事業者向け

従業員の皆様のメンタルヘルスに対する意識を高めるために、小冊子をご提供します。

ストレスチェックサービス(全員加入型契約のみ)　事業者向け

ストレスチェックをWeb上で実施し、チェック結果を個人宛にフィードバックします。また、集団的分析の報告書をご提供します。

メンタルヘルスケアセミナーの実施　事業者向け

臨床心理士等の専門家が研修を実施します。

·法律·税務·労務ホットライン

自動セット

【対象となる補償】
団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

法律·税務·労務ホットライン　事業者向け

法律·税務·労務に関するご相談に、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家がお応えします。
※本サービスは一般的なご相談にお応えするサービスであり、具体的な業務(書類作成·自社株の株価算定等)には対応いたしかねます。

·従業員教育のサポート

自動セット

【対象となる補償】
団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

Web学習支援サービス(全員加入型契約のみ)　事業者向け

Web上で「メンタルヘルスケア」「ハラスメント」等の動画教材を視聴し、その後に確認テストを受けることができる学習コンテンツをご提供します。保険の対象となる方の氏名·所属データ等を基に動画教材を配信するため、ご契約者が一人一人の受講状況や成績情報を画面上からきめ細かく確認することができます。

**メンタルヘルスサポート、Web学習支援サービスについては、ご利用にあたっての条件があります。
事前に東京海上日動の営業担当にお問い合わせください。**

・認知症アシスト

自動セット

【対象となる補償】
介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

受付時間：（いずれも土日祝・年末・年始を除く）
・「認知症の人と家族の会」紹介：午前9時～午後5時
0120-775-677
・脳の健康度チェック：午前9時～午後5時
0120-002-531
・認知症介護電話相談：午前9時～午後5時
0120-801-276

脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。
※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。
*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*2」をご紹介します。*3
*2 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
*3 年会費については、お客様にご負担いただきます。

脳機能向上トレーニング

㈱NeUが提供する脳機能向上トレーニング(『脳を鍛えるトレーニング』)をご利用いただけます。
監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。
本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』
［ホームページアドレス］ https://tmnf-brain-training.jp

左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修： 川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】
弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。
※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

受付時間：（いずれも土日祝・年末・年始を除く）
・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス：午前10時～午後6時
0120-300-575
・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：午前7時30分～午前9時30分／午後5時～午後10時
0120-106-670

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。
※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
【対象となる相談内容】
以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。
・いじめ ・嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為
・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。
なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。
※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください (各サービス共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させてください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。*1
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

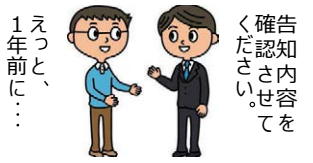
※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。
介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、
告知内容についてご確認させていただく場合があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去２年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
③ 過去２年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無　等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去２年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去２年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、«お問い合わせ先»までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、«お問い合わせ先»までご連絡ください。

■健康状態告知事項

以下のご質問をよくお読みいただき、ご回答は加入依頼書（兼告知書）「回答記入欄」にご記入ください。
※「告知の大切さに関するご案内」を必ずお読みください。

所得補償（一年休業補償）、団体長期障害所得補償（長期休業補償）、医療補償にご加入の方

質問1 ●告知日（ご記入日）現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。 → あり

なし

質問2 ●告知日（ご記入日）より過去1年以内に病気で、継続して10日以上の入院をしたことがありますか。 → あり

なし

質問3
（所得補償・団体長期障害所得補償のみ）
告知日（ご記入日）より過去2年以内に
●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）」と医師に診断されたことがありますか。
●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気（アルコール・薬物依存を含む）」のため、医師から検査（注）・治療（投薬の指示を含みます）を受けるように指導されたことがありますか。

（注）検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。

※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頚部の高度異形成

→ 1つ以上あり

全てなし

お引受けできます。
回答をご記入のうえ、ご署名ください。

＊1 主治医が右表の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますので、ご注意ください。
＊2 心房細動は補償の対象となります。

加入者票（特定疾病等不担保特約補償対象外区分）・更新加入依頼書（健康状態告知書質問事項回答欄（補償対象外となる病気・症状））にア～エの表示がされている場合（特定疾病等不担保特約が付帯されている場合）、補償対象外となる病気・症状＊1は各区分ごとに下表のとおりです。

別表	補償対象外となる病気・症状＊1
ア	脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓）、狭心症、心筋梗塞、不整脈＊2、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄
イ	白内障、緑内障（告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。）
ウ	脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症
エ	前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫

→ 申し訳ございませんが、お引受けできません。

がん補償にご加入の方

質問1 今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか。＊1

＊1 「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頚部の高度異形成

→ あり

なし

質問2 告知日（ご記入日）より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。
①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常（要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。）を指摘されたこと
上部消化管エックス線検査（または内視鏡検査）、胸部エックス線検査、乳房エックス線（マンモグラフィ）検査、乳房超音波検査、子宮頸部の細胞診、便潜血検査、しゅようマーカー（CEA・AFP・CA19-9・PSA等）、CT検査、MRI検査、PET検査、肝炎ウイルス検査（HBs抗原・HCV抗体）、腹部超音波検査、その他のがん検診
②医師の診察の結果、下記［別表］の病気や所見、症状により継続して診察（服薬・治療を含みます）・検査を受けるように指導されたこと

→ あり

なし

→ 申し訳ございませんが、お引受けできません。

お引受けできます。 回答をご記入のうえ、ご署名ください。

介護補償にご加入の方

質問1
●以下（1）～（3）のいずれかに該当しますか。
（1）現在「歩行」「食事」「排せつ」「入浴」「衣服の着替え」「店での買い物」「公共の交通機関の利用」のいずれかにおいて、他の方の介助または補助具を必要とする。
（2）今までに、公的介護保険の要介護・要支援の認定申請をしたことがある。
（3）今までに、認知症、軽度認知障害（MCI）もしくはそれらの疑いまたはがん（悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含み、上皮内がんを除きます）で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。
●告知日（ご記入日）より過去1年以内に病気やケガで入院をしたことまたは手術を受けたことはありますか。
●告知日（ご記入日）より過去2年以内に【A表】の病気であると医師に診断されたこと、または【A表】の病気のため医師から検査（注）・治療（投薬の指示を含みます）を受けるように指導されたことはありますか。
（注）検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

→ 1つ以上あり

全てなし

→ 申し訳ございませんが、お引受けできません。

お引受けできます。 回答をご記入のうえ、ご署名＊1ください。

＊1 ご署名欄下の注意事項をご確認の上、健康状態告知を行った方がご署名ください。

⚠ ご注意事項
1. 本内容は健康状態に関する回答です。ご加入いただく補償のみご回答ください。ご回答内容・ご署名はボールペンでもれなくご記入ください。
2. 加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償と健康状態告知書でご回答いただいた補償とが異なる場合は、加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償についてのみ、ご加入のお申し込みがあったものとして取扱います。

A表　お引受けできない病気・症状

●肝硬変　●脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血）　●脳しゅよう　●心筋梗塞　●心筋症　●心不全　●心房細動　●糖尿病（高血糖・糖尿病の合併症を含みます）
●うつ病　●双極性障害（躁うつ病）　●統合失調症　●アルコール依存症　●パーキンソン病　●アルツハイマー病　●レビー小体病　●前頭側頭葉変性症　●ピック病
●（骨折歴を伴う）骨粗しょう症　●関節炎（リウマチ性、変形性）

別表　（がん補償）お引受けできない病気や所見・症状

病気や所見	ポリープ・しゅよう等	●しゅよう＊1　●結節＊1　●腫瘤＊1（しゅりゅう）　●GIST（ジスト、ギスト）　●カルチノイド　●異形成　●白板症 ●多発性ポリープ（ポリポーシス）＊2　●病理検査や細胞診での異常
	消化器系の病気	●肝硬変　●慢性肝炎　●肝機能障害（入院や治療を伴うもの）　●慢性アルコール性肝機能障害 ●NASH（非アルコール性脂肪肝炎）　●アルコール性肝炎　●門脈圧亢進症　●食道静脈瘤
	呼吸器系の病気	●COPD（慢性閉塞性肺疾患）　●肺気腫　●慢性気管支炎　●肺線維症　●じん肺　●けい肺　●間質性肺炎
	腎臓の病気	●慢性腎機能障害　●慢性腎不全　●慢性腎炎　●尿毒症
	その他	●B型肝炎ウイルスキャリア　●C型肝炎ウイルスキャリア　●貧血（鉄欠乏性貧血を除きます）
症状＊3		●しこり　●出血（不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿）　●黄疸

＊1　「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。
＊2　大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。
＊3　「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察（服薬・治療を含みます）・検査の結果、告知日時点で医師による診察（服薬・治療を含みます）・検査が終了している場合は「なし」となります。

告知方法

がん補償 の場合

▶健康状態に関する告知方法は**個別告知**です。

医療補償 **所得補償** **団体長期障害所得補償(GLTD)** の場合

▶健康状態に関する告知方法は**個別告知**と**一括告知方式**があります。

下記、要件を満たす場合は、代表者による一括告知で加入手続きが可能で事業者の制度導入時の手続きはスムーズです。(一括告知とは、事業者の代表者が従業員の健康状態を一括して告知する方式です。)

一括告知の適用条件

①企業等の従業員等全員を被保険者とすること*

②定期的に健康診断が行われており、企業等が従業員等の健康状態を把握することができること

③ **医療補償** 従業員が10名以上の企業等であること

所得補償 従業員が10名以上の企業等であること

団体長期障害所得補償(GLTD) 従業員が5名以上の企業等であること

*健康状態告知書の内容や年齢により引受できない従業員は除く

介護補償 の場合

▶健康状態に関する告知方法は
個別告知と**ご家族まるごと告知方式**があります。

[ご家族まるごと告知]

会員･会員事業者の役員、従業員等の方が、加入対象となるご家族をまとめて告知いただくことが可能です。

加入対象者



■団体総合生活保険　補償の概要等

保険期間：１年

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)。

所得補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

病気やケガによって所定の就業不能になった場合＊1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治ゆした後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

＊1　骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします(「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。)。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[所得補償基本特約]《保険金をお支払いする主な場合》

病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間＊1(７日)を超えた場合に、最長１年保険金をお支払いします。

▶保険金額(月額)に就業不能期間(月数)＊2を乗じた額をお支払いします。ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額＊3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

＊1　保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。)。

＊2　「てん補期間＊4内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、４日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、１か月を３０日として日割りで計算します。

＊3　免責期間＊1が始まる直前１２か月における保険の対象となる方の所得＊5の平均月額をいいます(「家事従事者特約」をセットしている場合は、183,000円となります。)。

＊4　同一の病気やケガによる就業不能＊6(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間＊1終了日の翌日からの期間)のことをいい、この契約では１年となります。

＊5　「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

＊6　就業不能が終了した後、その日を含めて１８０日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。

[所得補償基本特約]《保険金をお支払いしない主な場合》

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた病気やケガによる就業不能＊1
・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業不能
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分)
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能
・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能
・妊娠または出産による就業不能
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能
・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能(「精神障害補償特約(ハ)」をセットされる場合は、所定の精神障害についてはお支払いの対象になります。)
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能＊2＊3
・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて１年を経過した日の翌日の午前０時時点で既に発生している就業不能

等

＊1　「天災危険補償特約」をセットしている場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能に対しても保険金をお支払いします。

＊2　初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から１年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。

＊3　就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態＊1＊2をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

＊1　例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

＊2　保険の対象となる方が日常、家事(炊事・掃除・洗濯・育児等)に従事する方の場合は、病気やケガの治療のための入院(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的とする入院)により、家事に終日従事できない状態をいいます(「家事従事者特約」がセットされたタイプにご加入いただく必要があります。)。

団体長期障害所得補償(GLTD*1)定額型

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「補償される金額(支払基礎所得額)・保険料表」等をご確認ください。

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

*1 GLTDは団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[団体長期障害所得補償基本特約]《保険金をお支払いする主な場合》

病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合

▶就業障害期間*2　1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。

支払保険金＝支払基礎所得額*3×所得喪失率*4×約定給付率(１００%)

ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。

*1　保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。

*2　「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を３０日として日割りで計算します。)。

*3　保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。

*4　病気やケガにより全く就業できない場合は１００%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。

$$\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*7}}{\text{免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額}}$$

ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。

*5　就業障害が開始した日の属する月の直前１２か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。

*6　同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。

*7　免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。

*8　「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

*9　就業障害が終了した後、その日を含めて１８０日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。

[団体長期障害所得補償基本特約]《保険金をお支払いしない主な場合》

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた病気やケガによる就業障害*1
・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害(その方が受け取るべき金額部分)
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害
・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害
・妊娠または出産による就業障害
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害
・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害(「認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))」をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害てん補期間*2を限度にお支払対象となります。)
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害
・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期の直前１年以内に被った病気やケガによる就業障害*3*4

等

*1　「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害に対しても保険金をお支払いします。

*2　「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。

*3　初年度契約の保険始期の直前１年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から１年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。

*4　就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます(就業障害の定義:定義A)。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 *1 免責期間については前頁本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*1」をご確認ください。	病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか*2、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が２０%超である状態。 ①その病気やケガのために、入院していること。 ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。 ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。 *1 てん補期間については前頁本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*6」をご確認ください。 *2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が２０%を超えないときは、就業障害に該当しません。 *3 所得喪失率については前頁本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「*4」をご確認ください。

※「治療と仕事の両立支援特約(三大疾病用)」をセットしている場合のみ
免責期間中の「就業障害」について、三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による就業障害の場合は、以下の状態をいいます。

三大疾病に伴う上記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*1か、または一部従事することができない状態。

*1 てん補期間開始後については、全く従事できない場合であっても、所得喪失率が２０%を超えないときは、就業障害に該当しません。

がん補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ＩＣＤ－10(2013年版)準拠」および厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類－腫瘍学(ＮＣＣ監修)第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*2で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

*2 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版(ICD-O-3.2)院内がん登録実務用」等は含みません。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)。

《保険金をお支払いする主な場合》

[がん補償基本特約] がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて１回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて１年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
[がん補償基本特約] がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその**治療のため入院(日帰り入院を含みます。)を開始された場合** ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
[がん補償基本特約] がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に**所定の手術を受けられた場合** ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の１０倍、２０倍または４０倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 ２種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

[がん補償基本特約 ＋ がん通院保険金の対象期間延長特約(三大治療用)] がん通院保険金 ・ がん通院延長保険金	・がん通院保険金 がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院(日帰り入院を含みます。)を開始し、以下の条件のすべてを満たす**通院(往診を含みます。)をされた場合** ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内(入院前通院期間)または退院日の翌日からその日を含めて365日以内(退院後通院期間)に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ・がん通院延長保険金 がんと診断確定され、保険期間中に以下の条件を満たす三大治療*1のための**通院(往診を含みます。)をされた場合** ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ▶がん通院延長保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ※がん通院保険金およびがん通院延長保険金は、がん入院保険金と重複してはお支払いできません。 ※がん通院保険金は、退院後通院期間中に新たに入院(日帰り入院を含みます。)をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、重複してはお支払いできません。 ※がん通院延長保険金は、がん通院保険金が支払われる日の通院(更新前契約で支払われる通院を含みます。)に対しては、重複してはお支払いできません。 *1「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。
[がん再発転移補償特約] がん再発転移保険金	がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がんと診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1したと診断確定されたとき ■手術　■放射線治療　■抗がん剤治療　■造血幹細胞移植 ▶がん再発転移保険金額をお支払いします。 ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて１回に限ります。 *1　他の臓器に転移した場合に限ります。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。
[がん生活支援特約] がん生活支援保険金	・第１回がん生活支援保険金 保険期間中にがんと診断確定された場合 ▶第１回がん生活支援保険金額をお支払いします。 ・第２回以後がん生活支援保険金 てん補期間*1中に、がんの治療を直接の目的として毎年以下の治療を受けた場合 ■手術　■放射線治療　■抗がん剤治療　■造血幹細胞移植 ▶第２回以後がん生活支援保険金額をお支払いします。 ただし、保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けなかった場合は、保険金をお支払いしません。その翌年度以降の保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けた場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は１回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。 *1　第１回がん生活支援保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年後の応当日(10回目の保険金支払基準日*2)の前日までをいいます。 *2　１回目は最初に保険金を支払うべきがんと診断確定された日、２回目以降は１回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。
[がん先進医療特約] がん先進医療保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療*1を受けられた場合 ▶先進医療*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。 *1「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *2　次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 ⅰ．公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ⅱ．先進医療以外の評価療養のための費用 ⅲ．選定療養のための費用 ⅳ．食事療養のための費用 ⅴ．生活療養のための費用 *3　次のいずれかに該当するものをいいます。 ⅰ．診察 ⅱ．薬剤または治療材料の支給 ⅲ．処置、手術その他の治療

【「がん先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の３週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください (医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)。

*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・粒子線治療*1が「がん先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。

・責任開始日から１年以上継続してご加入いただいていること。

・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

[がん患者申出療養特約] がん患者申出療養保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*1を受けられた場合 ▶患者申出療養*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん患者申出療養保険金額を限度とします。 *1 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養(患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は患者申出療養とはみなされません(保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。)。 *2 次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 ⅰ．公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ⅱ．評価療養のための費用 ⅲ．選定療養のための費用 ⅳ．食事療養のための費用 ⅴ．生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 ⅰ．診察 ⅱ．薬剤または治療材料の支給 ⅲ．処置、手術その他の治療
[抗がん剤治療補償特約] 抗がん剤治療保険金	保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合 ▶抗がん剤治療*1をした日の属する各月*2について抗がん剤治療*1を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。 ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は６０か月とします。 ※抗がん剤治療*1をされた月の翌月１日から、抗がん剤治療*1をすることなくその日を含めて１８０日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものとして取り扱います。 *1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ■公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*3にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること *2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。 *3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣または総務大臣の承認を得ているものをいいます。 *4 医薬品の種類によっては、お支払対象とならない場合があります。

医療補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院･手術をされた場合等(介護医療院における入院･手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

《保険金をお支払いする主な場合》

[医療補償基本特約] 疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数－疾病入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。 ただし、１回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では０日となり、1日目から保険金をお支払いします。 *2 １回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では１２０日となります。
[医療補償基本特約] 疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合** ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術(詳細は欄外ご参照)：疾病入院保険金日額の４０倍 ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の１０倍 ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の５倍 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 ２種類以上の手術を受けた場合には、いずれか１種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

※「１回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて１８０日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡･胸腔鏡･穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)。
①がんに対する開頭･開胸･開腹手術および四肢切断術
②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
③心臓･大動脈･大静脈･肺動脈･冠動脈への開胸･開腹術
④日本国内で行われた、心臓･肺･肝臓･膵臓･腎臓の全体または一部の移植手術

[医療補償基本特約] 放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合** ▶疾病入院保険金日額の１０倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、６０日の間に１回の支払を限度とします。
[退院後通院 保険金特約 ＋ 傷害不担保特約 (退院後通院 保険金用)] 退院後通院保険金	保険期間中に疾病入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合 ■入院の原因となった病気の治療のための通院(往診を含みます。)であること ■退院日の翌日からその日を含めて１８０日以内に行われた通院であること ▶退院後通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ただし、１回の入院後の通院について、９０日を限度とします。 ※疾病入院保険金と重複してはお支払いできません。また、２つ以上の病気のために１回の通院をした場合は、１回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。
[総合先進医療特約] 総合先進医療基本 保険金	病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合(保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。) ▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。 なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 ⅰ．公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ⅱ．先進医療以外の評価療養のための費用 ⅲ．選定療養のための費用 ⅳ．食事療養のための費用 ⅴ．生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 ⅰ．診察 ⅱ．薬剤または治療材料の支給 ⅲ．処置、手術その他の治療
[総合先進医療特約] 総合先進医療一時金	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶１０万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、１回に限ります。

※「１回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて１８０日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)。
①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】
一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の３週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください (医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)。
*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。
・粒子線治療*1が「総合先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。
・責任開始日から１年以上継続してご加入いただいていること。
・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。
※変更・中止となる場合があります。

[三大疾病・重度傷害一時金特約] 三大疾病・重度傷害一時金	保険期間中に以下のような状態となった場合 ①次のいずれかに該当した場合 ■ がん*1が新たに生じたと診断確定された場合。なお、がん*1が再発または転移したと診断確定された場合は含みません。 ■ この保険契約が継続契約である場合において、原発がん*2が、治療したことにより、がん*1が認められない状態となり、その後初めてがん*1が再発または転移したと診断確定された場合 ②急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ③脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ④急激かつ偶然な外来の事故を原因とした脳挫傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて１８０日以内に入院を開始された場合 ⑤急激かつ偶然な外来の事故を原因とした脊髄損傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて１８０日以内に入院を開始された場合 ⑥急激かつ偶然な外来の事故を原因とした内臓損傷と医師等により診断され、保険期間中、かつ、その治療のため事故の日からその日を含めて１８０日以内に入院を開始された場合 ▶三大疾病・重度傷害一時金額をお支払いします。 ※同一の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか１つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。 ※この特約のいずれか１つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①～⑥のいずれかの状態に該当したときでも保険金はお支払いできません。 ※保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて１年以内であるときは保険金はお支払いできません。 *1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。 悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ＩＣＤ－10(2013年版)準拠」および厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類－腫瘍学(ＮＣＣ監修)第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。 なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*3で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。 *2 この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。ただし、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日より前に診断確定されたがんが再発または転移したと診断確定されたがんを除きます。 *3 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版(ICD-O-3.2)院内がん登録実務用」等は含みません。 **【ご注意】**がんと診断確定された場合において、初年度契約の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前０時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。

《保険金をお支払いしない主な場合》 (医療補償共通)

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた病気やケガ*1
・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分)
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガ
・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ
・アルコール依存および薬物依存
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3

等

*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から１年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。
*3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

傷害補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険の対象となる方が国内外でケガ＊1＊2をした場合に保険金をお支払いします。

＊1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

＊2 ＊1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[傷害補償基本特約]《保険金をお支払いする主な場合》

入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて１８０日以内に**入院された場合** ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて１８０日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、１事故について１８０日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
手術保険金	治療を目的として、**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1または先進医療＊2に該当する所定の手術を受けられた場合** ▶入院保険金日額の１０倍(入院中の手術)または５倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、１事故について事故の日からその日を含めて１８０日以内に受けた手術１回に限ります。＊3 ＊1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ＊2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 ＊3 １事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の１０倍の額のみお支払いします。
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて１８０日以内に**通院(往診を含みます。)された場合** ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて１８０日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、１事故について９０日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等＊1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ＊1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。

[傷害補償基本特約]《保険金をお支払いしない主な場合》

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じたケガ＊1
・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じたケガ
・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ

等

＊1 「天災危険補償特約」をセットしている場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。

[特定感染症危険補償特約]《保険金をお支払いする主な場合》

特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合
■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて１８０日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合
■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて１８０日以内に通院(往診を含みます。)された場合
▶入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)。

※特定感染症とは・・・
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第６条第２項から第４項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。

[特定感染症危険補償特約]《保険金をお支払いしない主な場合》

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって発病した特定感染症*1
・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって発病した特定感染症
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分)
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症
・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症
・保険期間の初日からその日を含めて１０日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。)

等

*1 「天災危険補償特約」をセットされる場合であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症は保険金のお支払対象となりません。

賠償責任に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[個人賠償責任補償特約]《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において**以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合**
■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
■電車等*1を運行不能にさせた場合
■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合
▶１事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
*2 以下のものは受託品には含まれません。
自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、１個または１組で100万円を超える物

等

[個人賠償責任補償特約]《保険金をお支払いしない主な場合》

・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**によって生じた損害
・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害
・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
■受託品の電気的または機械的事故
■受託品の置き忘れまたは紛失*4
■詐欺または横領
■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

等

*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

費用に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)]《保険金をお支払いする主な場合》

国内において以下のような事由により、**保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合**

■急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合

■不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合

■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合

▶1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*6。

※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。
*2 病気またはケガをいいます。
*3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。
*5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
*6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。
*7 弁護士または司法書士をいいます。
*8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。
*9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
①婚姻意思*10を有すること
②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

[弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)]《保険金をお支払いしない主な場合》

・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意または重大な過失**によって生じた損害
・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいっ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3
・労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛
・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*2
・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
・電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛
・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛
・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3
・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務者*4である場合
・保険契約または共済契約に関する原因事故*6

等

*1 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。
*2 病気またはケガをいいます。
*3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
*4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。
*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
①婚姻意思*7を有すること
②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

介護補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

《保険金をお支払いする主な場合》

[介護補償基本特約＋公的介護保険制度連動補償部分の要介護３以上から要介護２以上への補償拡大に関する特約＋所定の要介護状態(要介護２用)の追加補償特約]

[独自基準追加型(要介護２)]

保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護２以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から９０日を超えて継続した場合

①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。

歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま１０秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても５m程度の歩行ができない。
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。
入浴その他の複雑な動作等	次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。) (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと)ができない。
排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のよごれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のよごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。) イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。

②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。

・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) ズボンまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱について、次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態であること。

ア. ２つ以上の行為についてできない状態

イ. できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて３つ以上ある状態

・認知症により以下に記載する問題行為が２項目以上見られること。ただし、(1)から(21)までの項目については、少なくとも１か月間に１回以上の頻度で現れる状態をいいます。

(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心を示さないことがある。
(3) 物を盗られた等と被害的になることがある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。
(9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。
(14) 外出すると病院、施設、家等に１人で戻れなくなることがある。
(15) １人で外に出たがり目を離せないことがある。
(16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。
(20) 食べられないものを口に入れることがある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(22) 自力で内服薬を服用できない。
(23) 金銭の管理ができない。
(24) 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。
(25) 現在の季節を理解できない。
(26) 今いる場所の認識ができない。

▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。
ただし、保険の対象となる方１名につき１回に限ります。

《保険金をお支払いしない主な場合》 (介護補償)

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた要介護状態*1
・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分)
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間の事故により生じた要介護状態
・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態
・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態
・先天性疾患によって生じた要介護状態
・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3

等

*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から１年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。
*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

財産に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[携行品特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において、**保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合**
▶損害額(修理費)から**免責金額(自己負担額：１事故について5,000円)を差し引いた額**を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。
ただし、損害額は時価額を限度とします。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

◎以下のものは補償の対象となりません。
自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物

等

[携行品特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害
・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている間に生じた事故による損害
・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害
・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
・電気的または機械的事故に起因する損害
・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害
・詐欺または横領に起因する損害
・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害

等

*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

費用に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[ホールインワン・アルバトロス費用補償特約]《保険金をお支払いする主な場合》

国内の９ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者１名以上と同伴し、パー３５以上の９ホールを正規にラウンドするゴルフプレー中に、**下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合**

■下記①および②**の両方が目撃した**ホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)

①同伴競技者

②同伴競技者以外の第三者*1

■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、１回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。

※**原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。**同伴競技者以外の第三者*1の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいていても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。

※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。

*1　同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

*2　慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。

[ホールインワン・アルバトロス費用補償特約]《保険金をお支払いしない主な場合》

・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス
・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ

等

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

必ずお読みください

団体総合生活保険の
2025年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険　商品改定のご案内

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬　具

■主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償					
①傷害補償	②団体長期障害所得補償	③医療補償	④がん補償	⑤介護補償	⑥賠償・財産・費用

変更する補償						改定項目	概　　要
①	②	③	④	⑤	⑥		
			○			がん通院補償の一本化および保険料改定	①補償パターンの一本化 抗がん剤治療の増加や平均入院日数の短縮といった昨今のがんの治療実態を踏まえ、お客様にとって必要な通院補償をわかりやすくお届けするために、通院補償を「三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院」や「短期入院の前後の通院」についても補償できる充実した補償パターン(「がん補償基本特約」+「がん通院保険金の対象期間延長特約(三大治療用)」)に一本化します。 ②保険料の改定 がん通院補償の収支状況が良好であることを踏まえ、保険料を引き下げます。 ※改定前の補償パターンおよび年齢区分によっては保険料引上げとなる場合があります。
			○			「がん診断保険金」等の保険料改定	がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。
			○			「抗がん剤」の定義の改定	抗がん剤として治療に使用される医薬品をより広く補償するため、約款上の「抗がん剤」の定義を改定します。 ＜対象特約＞ 抗がん剤治療補償特約、がん再発転移補償特約、がん生活支援特約
		○				「三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)」の補償内容の変更および保険料改定	①補償内容の変更 がん罹患歴がある方に加入いただいた場合において、保険期間開始前に診断確定されたがんとは関係のない「新たながん」と診断確定されたときを補償対象とします。 ②保険料の改定 がんの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。

変更する補償						改定項目	概　　要
①	②	③	④	⑤	⑥		
○						参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
○					○	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
○						「特定感染症危険補償特約」の保険料改定	先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状況等を踏まえ、安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。
					○	「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」等の約款改定	①約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満13歳以上満16歳未満の者」に対して5歳以上年長の者がわいせつな行為等をした場合を「痴漢」に含めます。 ②約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、あわせて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。 ＜対象特約＞ 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)、トラブル対策費用補償特約
		○		○		付帯サービスの一部終了	利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025年10月1日(水)以降、各サービスは、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。 ＜終了対象のサービス＞ ■団体長期障害所得補償 ・「メンタルヘルスサポート」のうち「休業・職場復帰支援サポート」 ・「労務トラブル・経営支援サービス」のうち「労務トラブル防止セミナー」、「経営支援・診断サービス」 ・「キャリアコンサルタント職場復帰支援サービス」 ■介護補償 ・「認知症アシスト」のうち「捜索支援サービス」

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

介護補償一部タイプの販売停止

直近の保険金お支払実績等を踏まえ、保険金額を500万円とするプランについて、新規および更新の販売を停止いたします。現在K3タイプにご加入の方は、K2タイプ(保険金額300万円)での更新となります。

お申込み方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

募集期間		２０２５年１２月２２日から２０２６年３月３０日まで
保険料の払込方法		ご指定の口座より毎月引き落とします(５月２７日より引落開始)。 ※金融機関の休業日である場合はその翌営業日。通帳には「MBS.カイギショ」「MBS」等と記帳されます。 ※保険料の他に制度維持費７０円が加算されます。
新規ご加入の方		**「加入依頼書」および「口座振替依頼書」の必要事項をご記入・ご捺印のうえ、団体宛にご提出ください。**
現在ご加入の方	**変更を希望される方**	２０２６年２月末日までに、《お問合せ先》記載の代理店までご連絡ください。 更新を希望されない方も同様にお手続きください。
	前年同等プランで更新される方	今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です(**自動更新になります。**)。*1
随時加入OK！ **上記募集期間終了後の取扱い**		新規加入・加入内容変更の受付を随時させていただきます。 ご加入手続きについては、《お問合わせ先》記載の代理店までご連絡ください。 中途募集期間：２０２６年３月３１日から２０２７年２月２７日まで 加入者補償期間：お申込み月末日午前０時から２０２７年３月３１日午後４時まで 保険料の払込方法：ご指定の口座より毎月引き落とします(補償開始日の翌々月２７日より引落開始)。 ※金融機関の休業日である場合はその翌営業日。通帳には「MBS.カイギショ」「MBS」等と記帳されます。 ※保険料の他に制度維持費７０円が加算されます。

現在ご加入の方への大切なお知らせ

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は「団体総合生活保険　商品改定のご案内」のとおりとなりますので、ご確認ください。

■この保険は、日本商工会議所を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本商工会議所が有します。

東京海上日動は契約者である日本商工会議所および商工会議所会員等に団体の構成員であるかの確認を行うことがあります。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

＊１ <ご注意>　現在ご加入の方につきましては、上記募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

同一の指定口座(法人名の口座等)から、複数人数分を引き落とす場合

役員・従業員をとりまとめ、法人や個人事業主が同一の指定口座(法人名の口座等)から、複数人数分を引き落とす場合、口座振替依頼書は1部ご提出いただければ結構です。同一の口座から保険料を引去する際、保険料引去口座を設定する加入者証券番号を代表証券番号といいます。制度維持費は「代表証券番号」単位で付加されます。

重要事項説明書等のご確認はこちら

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)・ご加入内容確認事項(意向確認事項)は、以下のいずれかの方法によりご確認ください。

a. 二次元コードからのアクセス先に掲載の重要事項説明書・ご加入内容確認事項または、日本商工会議所ホームページの商工会議所会員向け保険制度ページ(URL:https://www.ishigakiservice.jp/wp-content/uploads/2025/12/20260331tn_nicepartner_TNet_boshu.pdf)に掲載の重要事項説明書・ご加入内容確認事項　(重要事項説明書・ご加入内容確認事項は、印刷・保管されることをおすすめいたします。)

b.重要事項説明書・ご加入内容確認事項(意向確認事項)の冊子(ご希望の場合は、《お問い合わせ先》記載の代理店までご連絡ください。)

商工会議所名

お問合せ先
【取扱代理店/引受保険会社】

<2025年10月1日以降始期契約用>
E14-87510 (1) 改定202512
25TX-004119 2025年11月